岐阜県子どもの居場所応援センター フードバンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、岐阜県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が岐阜県内の子どもや子育て家庭が社会的孤立に陥らないよう、子どもの居場所活動の更なる活性化と資源の偏りの解消を目指し設置する「岐阜県子どもの居場所応援センター（以下「センター」という）」において、食品等を無償で提供するフードバンク事業（以下「事業」という）について必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条　センターは次の事業を行う。

(1)　子どもへの食事提供活動を実施する非営利団体等への食品等の配布

(2)　団体、企業及び個人への食品等の提供依頼及びその受入れと調整

(3)　受入れた食品等の適切な管理

(配布対象の範囲)

第3条　センターが食品等を配布する対象団体は、次のいずれかに該当するものとする。

1. 岐阜県内で活動する子どもの居場所※1
	1. 団体で以下のいずれにも該当する団体

a活動が１カ月に１回以上開催されていること

b活動開始から１年以上経過していること

* 1. 岐阜県子どもの貧困対策実行計画に掲載のある団体

③　その他、県社協会長が必要と認める団体

※1「子どもの居場所」とは、子ども食堂、子ども学習支援、プレーパークなどをいう

(取り扱い品の範囲)

第4条　センターが取り扱う食品等は、次に定めるものとする。

1. 食品

a米類（精米、玄米、α米、パック米など）

bインスタント類（缶詰、カップ麺、レトルト食品など）

c飲料類（水、お茶、ジュースなど）

d菓子類（駄菓子、袋菓子（個包装のもの）など）

※常温可能・未開封の状態で、賞味期限が１カ月以上のものに限る

1. 学用・日用品（筆記具、ノート、食器用洗剤、未使用タオルなど）

(3)　その他、県社協会長が必要と認める食品等

(食品等の配布)

第5条　第2条第1号の規定による事業の利用を希望する者は、子どもの居場所応援センターサポーター登録新規申請書【食品等の配布】(様式第1号)を県社協会長に提出しなければならない。

2　県社協会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所応援センターサポーター登録決定通知書【食品等の配布】(様式第2号の1)により、申請者に通知するものとする。

3　第8条の規定に該当し登録の取り消しを受けたものは、当該取消事由が消滅した日から1年を経過するまでの間は登録申請できないものとする。

(食品等の受入調整)

第6条　第2条第2号の規定による食品等の受入調整を希望する者は、子どもの居場所応援センターサポーター登録新規申請書【食品等の受入調整】(様式第3号)を県社協会長に提出しなければならない。

2　県社協会長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、子どもの居場所応援センターサポーター登録決定通知書【食品等の受入調整】(様式第2号の2)により申請書に通知するものとする。

3　食品等の受入調整を希望する者が、センターに対し食品等の提供を行うときは、食品等の提供と併せて、子どもの居場所応援センター食品等提供申込書兼受領証(様式第4号)を県社協会長に提出するものとする。

4　県社協会長は、食品等の提供と前項の申込書兼受領証の提出を受けたときは、その内容に齟齬がないことを確認した上で、申込書兼受領証に受領印を押印の上申込者に交付するものとする。

(遵守事項等)

第7条　前条により登録が決定した者(以下「サポーター」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 受け取った食品等の二次配布、転売及び金銭その他有価物との交換をしないこと。
2. 前条にて申請した活動内容に変更が生じた場合は子どもの居場所応援センターサポーター登録変更届出書（様式第5号）にて速やかにセンターへ報告し登録内容を変更すること。

(3)　その他県社協会長が指示すること。

2　受け取った食品等の適正な保存、消費期限又は賞味期限の遵守、食品アレルギーへの注意及びその他食品衛生上の問題については、利用者の責任とする。

(登録の取消し)

第8条　県社協会長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の決定を取り消すことができるものとする。また、既に食品等が配布されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　虚偽又は不正の申請した場合

(2)　前条第1項の規定に違反した場合

(3)　センター及びサポーターに対し、迷惑行為をした場合

(4)　第5条により申請した活動内容が実施できなくなった場合

(5) サポーター登録解除届出書（様式第6号）の提出があった場合

(6)　前各号に定めるもののほか、県社協会長が食料支援を取り消すことが必要と認めた場合

(食品等の受け渡し)

第9条　サポーターに対する食品の受け渡しは、原則としてセンターが設置等する倉庫でのパントリー形式とする。

2　サポーターは、センターからの食品等の受領に当たっては、食品等受渡確認書（様式第7号）に署名のうえ、当月における食品等の受取りを行うものとする。

(暴力団の排除)

第10条　事業利用申請者及びその同一世帯に属する者並びに食品提供申込企業及び個人は、岐阜県暴力団排除条例(平成22年条例第54号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等であってはならない。

(守秘義務)

第11条　センター及びサポーターは、法令等を遵守し、業務上知り得た情報については適正に管理し、正当な理由なく第三者に漏えいしてはならない。

(補足)

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は、県社協会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

　この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

様式第１号

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録新規申請書【食品等の配布】**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 担当者氏名 |  | 役　職 |  |
| 連絡先住所 | 〒　　－ |
| 活動場所 | 〒　　－ |
| 活動場所掲載可否 | * 可　　　□　不可
 |
| 代表電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 連絡電話番号 |  | 携帯番号 |  |
| E-MAIL |  |
| 【留意事項】場合によっては、決定を取り消すことがありますので、留意してください。＜全般＞1　申請内容は正しく記載してください。2　事業利用中はセンターの指示に従ってください。3　申請者及び同一世帯及び同一団体に属する者が暴力団員ではなく、暴力団等と一切の関係を持たないこと4　サポーター登録団体（受取、提供）として、貴事業所名または団体名をホームページやSNS（Facebook）、他本会が発行する冊子等へ掲載する場合があります。　5　登録情報について貴団体が活動する市町村の社会福祉協議会と情報を共有する場合があります。＜受け渡し食品に関する事項＞6　配布する食品は必ず自己消費し、二次配布、転売及び金銭その他の有価物との交換をしないでください。7　配布食品に箱のつぶれや印刷ミスがあっても品質に問題はありません。8　配布食品については、適切に管理し消費・賞味期限を守って早めに消費してください。9　配布食品は、食物アレルギーを配慮しません。10　受け取った後に発生した食品衛生上の問題については、申請者の責任となります。11　配布食品にお気づきの点があれば、子どもの居場所応援センターへ連絡してください。 |

本申請書のとおり事業の利用を申請します。

また、留意事項についても同意します。

　　年　　月　　日

　　岐阜県社会福祉協議会　会長　様　　　　　　（代表者名）

申請者

|  |
| --- |
| ＜事務局記載欄＞　 |
| 管理者記入 | 受付日 | 決裁日 | 登録完了日 |
| 担当者 |  |
| 県庁一覧：　あり　・　なし | 活動期間： |
| ID |  |

様式第１号（裏面）

|  |
| --- |
| **提供希望に関する項目　※食品等のお受け取りを希望される場合のみご記入ください** |
| 活動内容 | □子ども食堂　□子ども学習支援　□プレーパーク　□その他 |
| 対象人数 | 　　　　人 |
| 開催回数 | 　　　　　　　　回 |
| 提供希望 | □米類　□インスタント類　□飲料類　□菓子類　□その他※その他には学用品・日用品等が含まれています。※ご希望どおりの提供ができない場合もありますので予めのご了承をお願いします。 |
| ボランティア | □可　□不可※ボランティア活動等をご希望の方がおみえの場合に、見学や体験などご相談させていただくことは可能でしょうか |
| 市町村社協とのかかわり | □会員□ボランティアセンター登録団体□なし |
| 通信欄 |  |
| 必須添付書類 | □会則又は規約の写し□役員名簿の写し□開催状況の分かる書類など |

|  |
| --- |
| **生活困窮者等支援に関する項目　※市町村社協のみご記入ください。****※子どもの居場所活動（子ども食堂など）以外で食料提供をされる事業について提供を希望される場合はご記入ください。** |
| 利用する事業 | ※子どもの居場所活動への配布を最優先としております。在庫の状況により希望どおり提供できない場合がありますので、予めご承知おきください。 |
| 対象人数 | 　　　　人 |
| 実施回数 | 　　　　　　　　回 |
| 提供希望 | □米類　□インスタント類　□飲料類　□菓子類　□その他※その他には学用品・日用品等が含まれています。 |
| 通信欄 |  |

様式第２号の1

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録決定通知書【食品等の配布】**

子どもの居場所応援センター

登録日2022年7月20日(水)

　　　年　　月　　日付け申請のあった子どもの居場所応援センターサポーター登録新規申請に対して、登録を決定しましたので通知いたします。

　サポーター登録決定により、フードバンク事業利用は以下のとおり開始いたします。

□フードバンク事業

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| フードパントリー利用可能日 |  |
| お願い | サポーター登録いただきました団体様へは「サポーターステッカー」を送付させていただく予定です。活動場所や法人玄関等への掲示など、子どもの居場所活動の普及等にご協力をお願いします。　別紙注意事項の内容をご確認ください。 |

**岐阜県子どもの居場所応援センターからの配布品**

**取扱いにかかる注意事項**

子どもの居場所応援センターにご登録の子どもの居場所（居場所サポーター）のみなさまは、以下及び要綱に記載の遵守事項について、ご注意をお願いします。

**1 配布する食品は必ず自己消費し、二次配布、転売及び金銭その他の有価物との交換をしないでください。**

　　 居場所活動の一環として行われる「子ども宅食」「フードパントリー」など参加者への配布や持帰りによる提供手法は、活動内の利用とみなしております。この他の利用は、目的外（寄付者にも同意をいただけていない）の使用となりますので、ご注意下さい。

なお、サポーター登録の有無に関わらず、本会からの配布品を他団体（他の居場所、子ども会など）へ提供することは認めません。

また、転売等が窺がえるような提供等は、寄付者に誤解を招くことがありますのでご注意ください。

**２ 配布食品に箱のつぶれや印刷ミスがあっても品質に問題はありません。**

お届けできている配布品は、ご登録いただいた全ての子どもの居場所活動等に共感いただき企業様よりご提供いただいたものとなります。

　　 寄付元の団体や企業が分かる形でお届けする商品も含まれますが、センターからの提供を前提にご寄付いただいた品となります。

配布品の品質について、気になる点などがある場合には、子どもの居場所応援センターへご連絡をお願いします。

**３ 配布食品については、適切に管理し、消費・賞味期限を守って早めに消費してください。**

　　 企業様へは概ね１ケ月程度の残賞味期限がある状態でのご提供をお願いしております。品質には問題がないことを受取り時にセンターでも確認いたしますが、運搬・保管状況等により劣化が生じる場合もあります。居場所の皆様には、できる限り早め（概ね1ケ月以内※夏季を除く）の消費にご協力をお願いします。

　　 また最近では、フードドライブ活動を広く実施される企業様も増えており、回収からみなさまへ配布するまでに時間を要するため、どうしてもお届け時の消費・賞味期限が短くなるものがあります。

配布品の受取り後、保管を要する場合には、よりよい環境で保管いただきますようお願いします。

なお、安全に子どもたちへ提供いただくため、前回の配布品が残っている場合や開催しないことが決まっている場合などにおかれましては、お手数をお掛けいたしますが「今月の提供は不要」の連絡にご協力お願いします。

**４ 配布の食品は、食物アレルギーを配慮できません。**

　　 センターからの配布品は、アレルギーに配慮した配布を行うことができません。ご利用者様への提供につきましては、各居場所様にて十分ご注意いただき活用をお願いします。

子どもの居場所応援センターは、共感により得られた限られた資源を、子どもの居場所を支えるみなさまと共有することで、居場所運営の持続可能性を高めることを目指しています。

皆様のご協力が他の居場所を支えることに繋がります。

ご協力お願いします。

岐阜県社会福祉協議会　岐阜県子どもの居場所応援センター　TEL:０５８－278－7050

様式第２号の２

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録決定通知書【食品等の受入調整】**

子どもの居場所応援センター

登録日2022年7月20日(水)

　　　年　　月　　日付け申請のあった子どもの居場所応援センターサポーター登録新規申請に対して、登録を決定しましたので通知いたします。

□主な登録情報

|  |  |
| --- | --- |
| 団体、企業及び個人名 |  |
| 代表者氏名（団体、企業の場合） |  |
| お願い | サポーター登録いただきました団体、企業及び個人様へは「サポーターステッカー」を送付させていただく予定です。団体・企業玄関等への掲示など、子どもの居場所活動の普及等にご協力をお願いします。 |

様式第3号

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録新規申請書** **【食品等の受入調整】**

**提供者に関する項目**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 団体、企業及び個人名 | 部署名（団体、企業の場合） |
| 代表者氏名（団体、企業の場合） |  |
| 担当者氏名（団体、企業の場合） |  | 役　職(団体、企業の場合） |  |
| 連絡先住所 | 〒　　－ |
| 代表電話番号 |  | FAX番号 |  |
| 連絡電話番号 |  | 携帯番号 |  |
| E-MAIL |  |
| 提供いただける食品等の分類 | □米類　□インスタント類　□飲料類　□菓子類　□その他※その他には学用品・日用品等が含まれています。 |
| 【留意事項】場合によっては、決定を取り消すことがありますので、留意してください。＜全般＞1　申請内容は正しく記載してください。2　事業利用中はセンターの指示に従ってください。3　申請者及び同一世帯及び同一団体に属する者が暴力団員ではなく、暴力団等と一切の関係を持たないこと。4　サポーター登録団体（受取、提供）として、貴事業所名または団体名をホームページやSNS（Facebook）、他本会が発行する冊子等へ掲載する場合があります。5　登録情報について貴団体（企業）が所在する市町村の社会福祉協議会と情報を共有する場合があります。＜食品の提供・譲渡に関する事項＞6 提供する食品等の種類や量、配送方法や納期については、センターと協議の上、提供するものとします。7 食品衛生法その他の関係する法令にも適合（消費期限又は賞味期限内であること を含む。）する食品等を提供します。8 食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは寄付元の責任とします。9 食品等の受け渡し先は、岐阜県内の子どもの居場所又は生活支援を行う社会福祉協議会等とします。 |

本申請書のとおり事業の利用を申請します。

また、留意事項についても同意します。

　　年　　月　　日

　　岐阜県社会福祉協議会　会長　様　　　　　　（代表者名）

申請者

|  |
| --- |
| ＜事務局記載欄＞　 |
| 管理者記入 | 受付日 | 決裁日 | 登録完了日 |
| 担当者 |  |
| ID |  |

様式第４号

**子どもの居場所応援センター　食品等提供申込書 兼 受領証**

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 団体、企業及び個人名 | 部署名（団体、企業の場合） |
| 代表者氏名（団体、企業の場合） |  |
| 担当者氏名（団体、企業の場合） |  | 役　職(団体、企業の場合） |  |
| 連絡電話番号 |  | 携帯番号 |  |

**提供いただける食品等**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 品目 | 数量 | 重量 | 賞味・消費期限 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 年　月　日 |
|  |  |  |  | 　　年　月　日 |
| 【記入方法】分類（A米類／Bインスタント類／C飲料／D菓子類）　※分類が分からない場合は、空欄にしてください。　※賞味・消費期限を必ず記入してください。　※食品等の品質に問題があった場合には処分させていただきますことをご了承ください。 |
| 【添付書類】　□会社及び団体概要　※個人での寄付を希望される場合は、原則として、身分を証明できる書類のご提示をお願いします。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 受領日 | 上記商品を受領しました。社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会岐阜県子どもの居場所応援センター岐阜市下奈良2-2-1　県福祉会館内TEL:058-278-7050　E-mail：kio-center@winc.or.jp |
|  |

**受　領　証**

様式第5号

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録変更届出書**

　　　　　年　　月　　日

岐阜県社会福祉協議会　会長　様

団体名

代表者氏名

次のとおり内容を変更しましたので届出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| **変更があった事項****（該当箇所に〇をご記入ください。）** |
|  | 団体名 |  | 連絡先住所 |
|  | 代表者氏名 |  | 活動場所 |
|  | 担当者氏名・役職 |  | 連絡電話番号 |
|  | E-MAIL |  |
| **変更内容** |
| （変更前） | （変更後） |

様式第6号

**子どもの居場所応援センター　サポーター登録解除届出書**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 届出者氏名 |  | 役　職 |  |
| 連絡先住所 | 〒　　－ |
| 連絡電話番号 |  |
| E-MAIL |  |
| ※登録解除希望日の届出から、メールアドレス登録やホームページ登録の削除までお時間を要する場合がございますので、ご了承ください。 |

＜登録解除届出理由＞（以下の1～6へ〇をご記入ください。）

1.活動場所がなくなったため/　2.団体解消のため/　3.活動内容の変更（居場所以外）

4.寄付物資提供不要のため/　　5.資金等により活動継続不可のため

6.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　）

上記の理由により、本届出書のとおり、サポーター登録解除を届出します。

登録解除希望日：　　年　　月　　日

　岐阜県社会福祉協議会　会長　様

届出者氏名

|  |
| --- |
| ＜事務局記載欄＞　 |
| 管理者記入 | 受付日 | 決裁日 | 登録解除完了日 |
| 担当者 |  |
|  |  |

様式第7号

**子どもの居場所応援センター　食品等受渡確認書**

岐阜県社会福祉協議会　会長　様

子どもの居場所応援センターからの○年○月分提供品を受領しました。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 市町村名 | エリア | 受領確認 | 今月受取日 | 今月曜日 | 今月時間 | 法人・団体名 | 備考 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 　 |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通信欄

|  |
| --- |
| 中間支援拠点受領確認欄 |
|  |

 |